

平成19年1月23日（火）10時から
在日米軍再編に係る対策特別委員会資料

1 在日米軍再編問題に関する日米合同委員会合意等について

- (1) 平成19年度基地周辺対策関係予算案・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1
- (2) 米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）に関する日米合同委員会合意・・別紙2
- (3) 百里基地にかかる協定締結状況・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3
- (4) 千歳基地への訓練移転に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4

平成 1 9 年度基地周辺対策関係予算案

防衛施設庁

平成19年度基地周辺対策経費

- 平成19年予算案における基地周辺対策経費 約1,174億円
 (対前年度 △107億円、△8.4%減 (歳出ベース))
 [住宅防音 約341億円(対前年度 △59億円、△14.7%減)]
 [周辺環境整備 約833億円(対前年度 △49億円、△5.5%減)]

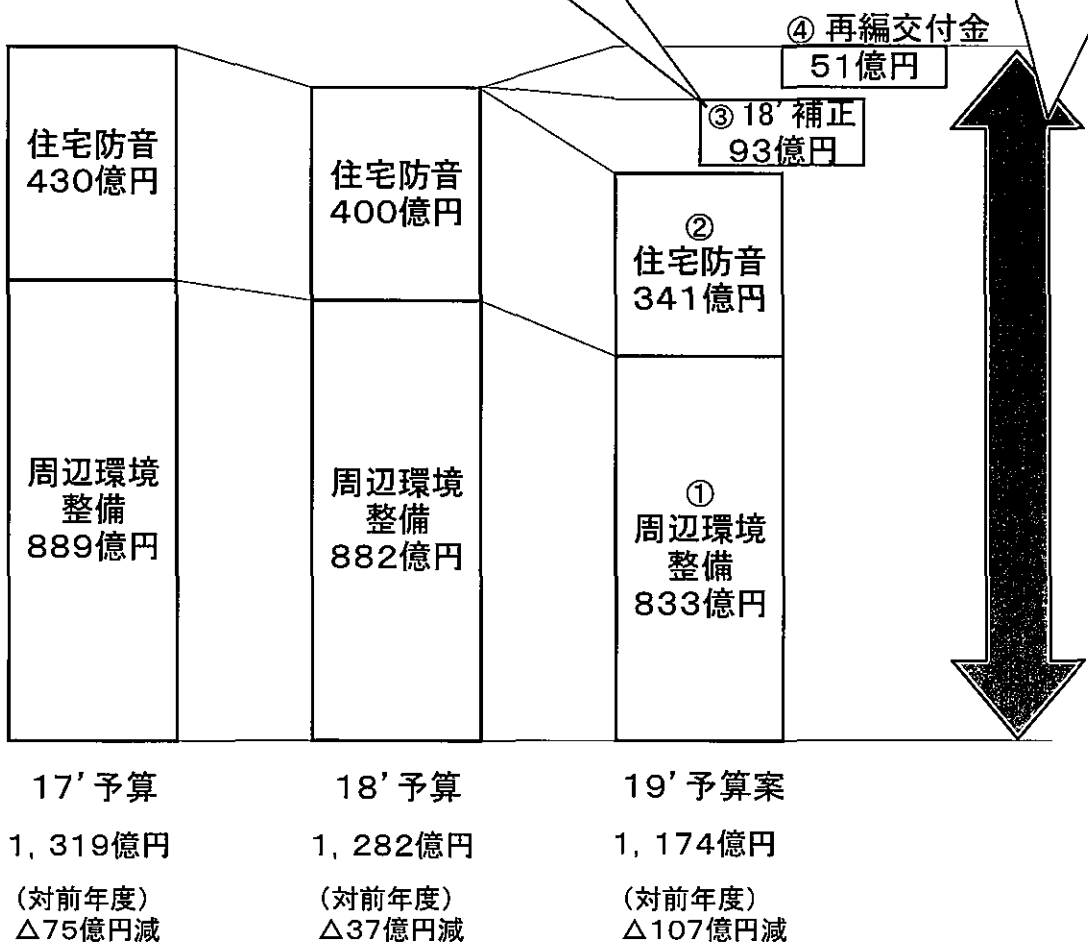
19年度要求事業の一部を、18年度補正予算に前倒し計上

- 平成18年度補正予算における基地周辺対策経費 約93億円
 [住宅防音 約50億円]
 [周辺環境整備 約43億円]

19' 要求事業の一部を18' 補正予算に計上

19' 予算案と18' 補正を合計すると、
1,268億円 (①~③)
 対前年度△14億円、△1.1%減

基地周辺対策経費(19' 予算案+18' 補正)
 +
 再編交付金(19' 予算案)
 ↓
1,318億円 (①~④)
 対前年度 36億円、2.8%増



平成19年度基地周辺対策経費（予算案）

基地周辺対策経費（18'補正及び再編交付金を含む）

（単位：億円）

| 事 項 | 平成18年度 | 平成18年度 | 平成19年度(予算案) | | | 平成18年度補正+平成19年度(予算案) | | |
|-------------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|-------------------|--------------------|
| | 予 算 額 A | 補正予算額 B | 予算案 C | 対前年度増減額 D=C-A | 対前年度伸率 G/A(%) | 18補正+19予算案 E | 対前年度増減額 F=E-A | 対前年度伸率 E/A(%) |
| 1 基地周辺対策経費 (既定) | < 1,298 > 1,282 | < 93 > 93 | < 1,193 > 1,174 | < Δ 105 > Δ 107 | < Δ 8.1 > Δ 8.4 | < 1,286 > 1,268 | < Δ 11 > Δ 14 | < Δ 0.9 > Δ 1.1 |
| 住宅防音 (厚木飛行場関係) (訓練移転関係) | 400 | 50 (20) (30) | 341 | Δ 59 | Δ 14.7 | 391 | Δ 9 | Δ 2.1 |
| 周辺環境整備 | < 898 > 882 | < 43 > 43 | < 852 > 833 | < Δ 46 > Δ 49 | < Δ 5.1 > Δ 5.5 | < 895 > 876 | < Δ 3 > Δ 5 | < Δ 0.3 > Δ 0.6 |
| (1) 障害防止事業 | < 174 > 172 | < 0 > 0 | < 174 > 169 | < Δ 0.5 > Δ 4 | < Δ 0.3 > Δ 2.1 | < 174 > 169 | < Δ 0.5 > Δ 4 | < Δ 0.3 > Δ 2.1 |
| (2) 騒音防止事業 [除く住宅防音] | < 139 > 141 | < 6 > 6 | < 137 > 135 | < Δ 2 > Δ 6 | < Δ 1.2 > Δ 4.1 | < 144 > 141 | < 4 > 0.2 | < 3.1 > 0.2 |
| (3) 民生安定助成事業 | < 216 > 197 | < 5 > 5 | < 204 > 193 | < Δ 11 > Δ 5 | < Δ 5.2 > Δ 2.5 | < 209 > 197 | < Δ 6 > Δ 0.05 | < Δ 3.0 > 0.0 |
| (4) 道路改修事業 | < 109 > 108 | < 5 > 5 | < 96 > 98 | < Δ 12 > Δ 10 | < Δ 11.4 > Δ 9.7 | < 101 > 103 | < Δ 7 > Δ 5 | < Δ 6.7 > Δ 5.0 |
| (5) 施設周辺整備 統合事業 | 5 | 0 | 9 | 5 | 96.9 | 9 | 5 | 96.9 |
| (6) 周辺整備 調整交付金 | 135 | 0 | 136 | 1 | 0.7 | 136 | 1 | 0.7 |
| (7) 移転措置事業 | < 109 > 112 | < 27 > 27 | < 84 > 83 | < Δ 25 > Δ 29 | < Δ 23.0 > Δ 25.6 | < 111 > 111 | < 2 > Δ 1 | < 2.3 > Δ 1.1 |
| (8) 緑地整備事業 | 10 | 0 | 10 | Δ 1 | Δ 8.2 | 10 | Δ 1 | Δ 8.2 |
| (9) 施設周辺の補償 | 1 | 0 | 1 | Δ 0.2 | Δ 23.4 | 1 | Δ 0.2 | Δ 23.4 |
| 2 基地周辺対策経費 (再編交付金) | 0 | 0 | 51 | 51 | — | 51 | 51 | — |
| 合 計 | < 1,298 > 1,282 | < 93 > 93 | < 1,244 > 1,225 | < Δ 54 > Δ 57 | < Δ 4.2 > Δ 4.4 | < 1,337 > 1,318 | < 39 > 36 | < 3.0 > 2.8 |

注：1 上段（ ）内は、契約ベースである。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

3 18年度補正予算約9.3億円の内、厚木の住宅防音を除く約7.3億円については、米軍再編関連経費として計上している。

4 上記経費の内、18年度補正予算と19年度予算の米軍再編関連経費は合計で12.4億円となる。

米軍再編に係る訓練移転（共同訓練）について

平成19年 1月11日
防衛施設庁

- 1 米軍再編に係る訓練移転については、昨年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、日米間で訓練移転実施のための措置について協議を行ってまいりましたが、本日（1月11日）、日米合同委員会において、次のとおり合意しました。

【日米合同委員会合意概要】

(1) 共同訓練計画

- ① 年度の訓練回数等は、日米間で協議し、前年度の1月を目途に公表する。
- ② 個々の共同訓練に関する訓練期日等の訓練概要については、決まり次第、関係自治体等に対し通知する。

(2) 経費負担

訓練移転の目的が、二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、米軍飛行場における訓練活動の地元に対する影響を軽減することであることに鑑み、日米両政府が訓練移転に係る経費を適切な割合で分担する。

（日米間の負担割合：日本側約3／4、米側約1／4）

(3) 共同訓練回数

訓練移転先となる自衛隊施設^{注1)}における、共同訓練回数を制限（年4回）した日米合同委員会合意を撤廃する（三沢飛行場を除く。）。

- 2 また、平成18年度の訓練移転については、嘉手納飛行場の訓練活動に伴う地元負担を早期に軽減するため、本年3月を目途に、まずは嘉手納飛行場から本土の適切な自衛隊施設への移転訓練^{注2)}を実施する考えであり、現在、移転先となる自衛隊施設等について米側と調整中です。

注1) 移転先の対象となる自衛隊施設は、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の6施設。

注2) 1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する小規模訓練となる予定。

米軍再編に係る百里基地への訓練移転に関する
協 定 書

平成19年1月17日

東京防衛施設局

茨城県小美玉市

茨城県鉾田市

茨城県行方市

米軍再編に係る百里基地への訓練移転に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊百里基地への訓練移転に関し、東京防衛施設局長と小美玉市長、銚田市長、行方市長の間で、下記のとおり協定する。

記

1 騒音対策

国は、訓練の移転に伴う騒音について、地元の要望を踏まえ、周辺住民の生活への影響に配慮し、騒音の実態調査を実施するなど所要の措置を積極的に講ずる。

2 安全対策

(1) 国は、共同訓練期間中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。

なお、万が一、事件及び事故が発生した場合には、速やかに関係機関に対し通知するとともに、適切に対応する。

(2) 国は、周辺住民の不安を解消するため、局職員を現地に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。

3 地域振興策等

国は、地元の要望に配慮し、閣議決定（平成18年5月30日付「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」）を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。

4 移転される米軍機の訓練形式等（共同訓練の態様）

(1) 航空自衛隊百里基地においては、日米地位協定第2条4（b）の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。

(2) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練（関連活動を含む）とする。

(3) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約3日ないし15日まで、年4週間以内を維持する。

(4) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。

(5) 国は、訓練計画について、事前に地元自治体へ通知する。

附 則

- 1 本協定の内容を見直す必要が生じた場合には、当事者間で協議するものとする。
- 2 本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書5通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年1月17日

東京防衛施設局長

小 美 玉 市 長

鉾 田 市 長

行 方 市 長

立会人

茨 城 県 知 事

米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する
協 定 書

平成 年 月 日

札幌防衛施設局

北海道千歳市

米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関し、札幌防衛施設局長と千歳市長との間で、下記のとおり協定する。

記

1 千歳基地の位置付け

航空自衛隊千歳基地においては、日米地位協定第2条4（b）の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。

2 生活環境の整備について

国は、千歳飛行場の周辺における騒音対策及び地域振興策等について、千歳市の要望を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。

3 市民の安全・安心対策について

- (1) 国は、共同訓練期間中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。
- (2) 国は、共同訓練時の事故及び米軍人等の事件が発生した時は、速やかに関係機関に対し、事実を詳細に通知するとともに、国が責任をもって対応する。
- (3) 国は、周辺住民の不安を解消するため、札幌防衛施設局職員を千歳市に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。

4 移転される米軍機の訓練形式等について

- (1) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練（関連活動を含む。）とする。
- (2) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約3日から20日まで、年60日以内とする。
- (3) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。

5 地元への情報提供について

国は、訓練計画について、事前に千歳市へ通知する。

附則

本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書2通を作成し、署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

札幌防衛施設局長

千 歳 市 長

協定締結にあたり千歳市からの照会に対する文書回答

問1 「その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。」とありますが、「航空自衛隊の態様」とは何ですか。

(回答)

現在、航空自衛隊は、付紙の「航空自衛隊の飛行にかかわる騒音の軽減措置について（回答）（51. 3. 30）」でお答えしていますように、千歳基地周辺市街地に対する航空機騒音の影響を局限するような運用を実施していますが、その内容を申し上げれば、「特に静穏を要する全市的な行事については、任務に支障のない範囲において飛行訓練を中止する。ジェット機の西側旋回については、管制機関と協議し安全上やむを得ない場合を除き行わないことを原則とする。従来から実施していた自主規制については、今後も継続的に実施する。」などです。「航空自衛隊の態様」とは、そのような態様です。

問2 土・日曜日及び祝祭日については航空自衛隊と同様の態様と同じとのことですが、これらの日には、飛行訓練を実施しないという理解でよいでしょうか。

(回答)

現在、千歳基地では、年間を通し、任務遂行上必要な場合の他、飛行訓練の所要等、様々な事項を考慮して飛行訓練を実施しています。

土・日及び祝祭日については、基本的には飛行訓練は実施していませんが、任務遂行等必要な場合は飛行訓練を行うことがあります。

今般の移転訓練については、今後、日米間で、具体的な訓練計画を策定することとなりますが、貴市の要望については、これを念頭において、具体的な訓練計画の策定に際して調整したいと考えています。

以 上

空団監第106号

51. 3. 30

千 蔵 市 長
原 隆 元 次 殿

第 2 航 空 団 可 令

中 村 敏 殿

航空自衛隊の飛行にかかわる騒音の軽減措置に
ついて(回 答)

先に、要請のありました件について航空幕僚長から指示があり
ましたので、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 特に騒音を契する全市的行幕については、任務に支障のない
範囲において訓練飛行を中止するよりいたします。
なお、それが実施については、その都度市と打ち合わせをい
たします。
- 2 ジェット機の西側旋回については、管制機関と協議し安全上
やむを得ない場合を除き行わないことを原則とします。
- 3 従来から実施していた自主規制については、今後も継続的に
実施します。

以 上